

- ※1 一部市外店は、北越銀行：見附支店、今町支店、小千谷支店、片貝支店、分水支店
大光銀行：見附支店、小千谷支店、吉田支店
長岡信用金庫：見附支店、小千谷支店
第四銀行：見附支店、今町支店、出雲崎支店、分水支店
新潟縣信用組合：小千谷支店
新潟大栄信用組合：本店 とします。
- ※2 長岡市未来の起業家応援事業補助金の採択者については、長岡市地方創生特別融資起業創業貸付の貸付利率について、標記の利率からさらに0.3%の範囲内で引下げた利率を適用します。(別途、金融機関の金利審査があります。)
- ※3 商店街振興組合法第13条第1項及び第19条第1項に規定する事業に要する設備資金
- ※4 新潟県中小企業高度化資金等助成規則第3条第1項の規定により貸付対象となった事業に要する資金で、市長が適当と認めたもの
- ※5 商店街等が形成されている地域に所在する店舗の新築、増改築又は内外装の改装に要する設備資金で、店舗の美観の改善が図られ、集客力の向上が期待されるもの

○ 長岡市地方創生特別融資経営改善貸付の借換対象融資について

下記の長岡市中小企業制度融資を借換対象としています。

長岡市中小企業振興資金、長岡市中小企業高度化資金、長岡市小口零細企業保証制度資金、長岡市設備資金、長岡市中小企業緊急経営対策資金

※取扱金融機関及び新潟県信用保証協会による**金融上の審査により借換が認められた場合に限り**、下記の制度融資も借換対象とすることができます。**事前に協議をお願いします。**

長岡市中小企業災害復旧資金、長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金、長岡市中小企業資金繰り円滑化借換対応特別融資、長岡市中小企業消費税対策特別融資、長岡市中小企業経営安定支援特別融資

○ 長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資の借換対象融資について

下記の長岡市中小企業制度融資を借換対象としています。

長岡市中小企業災害復旧資金、長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金、長岡市中小企業資金繰り円滑化借換対応特別融資、長岡市中小企業消費税対策特別融資、長岡市中小企業経営安定支援特別融資

○ 信用保証制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、法律に基づき設立された公的機関である信用保証協会がその保証人となることによって、借入を容易にする制度です。

なお、信用保証を利用する際には、別途信用保証料がかかります。

※ 信用保証を利用できない業種…農林漁業、金融・保険業の一部、宗教法人など

<信用保証制度についてのお問い合わせ>

新潟県信用保証協会長岡支店 TEL 35-5714 長岡市坂之上町2丁目1番地1 (長岡商工会議所内)

～お問い合わせ～

長岡市商工部産業支援課	TEL 39-2228
長岡市商工部工業振興課	TEL 39-2222
長岡市商工部産業立地課	TEL 39-2298
長岡市中之島支所産業建設課	TEL 61-2013
長岡市越路支所産業建設課	TEL 92-5903
長岡市三島支所産業建設課	TEL 42-2249
長岡市山古志支所産業建設課	TEL 59-2343
長岡市小国支所産業建設課	TEL 95-5906
長岡市和島支所産業建設課	TEL 74-3111 (代)
長岡市寺泊支所産業建設課	TEL 75-3105
長岡市栃尾支所商工観光課	TEL 52-5827
長岡市与板支所産業建設課	TEL 72-3201
長岡市川口支所産業建設課	TEL 89-3113